



川内小中学園入学式 ご入学おめでとうございます!

目次

| | |
|----------------|------|
| 第1回定例会 可決された議案 | P 2 |
| 村からの行政報告 | P 5 |
| 各議員による採決状況 | P 8 |
| 一般質問6 議員登壇 | P 9 |
| 第1回臨時会 | P 19 |
| 請願と陳情の方法 | P 20 |

次の定例会は、

6月に開催されます

お気軽に傍聴ください。(定員は30名です)

◎議会を傍聴するときは、次のことを守ってください。

議員の発言を批判したり、議事を妨害しない。

帽子、コートなどを着用したり、かさ、カメラ、録音機などを持ち込まない。

*傍聴希望の方は、議会事務局へお申し出ください。

ここが聞きたい

議員6名が登壇



井出 剛弘 議員

有害鳥獣駆除対策について

質

震災から10年が経過し、人口減少や高齢化に伴い、さらに

遊休農地の増加などにより鳥獣、特にイノシシの被害が農地に限らず家屋周辺の生活環境までおよんでいる状況であります。そこで2点についてお伺いします。

- ①イノシシの被害等について行政が帰還した平成24年4月から令和3年2月までのイノシシによる被害届の件数とイノシシの捕獲数について年度ごとに、お願いします。
- ②村長が委嘱される有害鳥獣捕獲隊は、現在何名委嘱されて、有害鳥獣対策にどの程度の予算となつて

いるのか。また、川内村有害鳥獣捕獲員として罾のみの免許取得者は認められないのか。このイノシシ捕獲に必要な免許を取得するにあたり村として補助金と あわせて、イノシシによる農地の畦畔等への被害に対する村の復旧支援等が必要と思われれますが、村長の今後のイノシシ対策についてお伺いします。

答

初めに、有害鳥獣駆除対策について ありますが、1点目の、イノシシ被害につきましては、平成24年4月から本年2月末日までのイノシシによる被害届の件数は、93件 捕獲数が2,651頭となっております。

年度別の被害届件数と捕獲数は、平成24年度が12件 52頭、平成25年度が10件 259頭、平成26年度が10件 312頭、平成27年度が12件 166頭、平成28年度が13件 298頭、平成29年度が8件 93頭、平

成30年度が10件 533頭、令和元年度が9件 488頭、今年度2月28日現在で9件 450頭となっております。

2点目の、有害鳥獣捕獲隊員数は、今年度は8名を委嘱しております。有害鳥獣対策に係る費としては、今年度予算額は、1,625万円を計上しております。主な支出項目としましては、

- ・イノシシの捕獲報償費として1,500万円(25,000円/頭×600頭)
- ・有害鳥獣捕獲隊出勤報酬として60万円(10人×10回×6,000円)
- ・捕獲隊補助金として 20万円(捕獲隊活動補助金)
- ・電気牧柵設置補助金20万円(上限20,000円×10基) などです。

その他、村が営農再開支援事業として電気牧柵を貸し出す経費として390万円を計上しております。

川内村有害鳥獣捕獲隊員として、罾のみの免許取得者は認められないのかのご質問ですが、有害鳥獣捕獲隊員は、福島県猟友会富岡支

部川内部会員の中から部会長より推薦を頂き委嘱をしているところであります。猟友会川内部会からの推薦につきましては、第1種銃猟免許を取得してから5年以上免許を持ち、前3年度まで連続して第1種銃猟免許登録を受けた方から推薦する等の、要件があると伺っております。

今年度委嘱した方は8名であります。今年度委嘱した方は8名であります。捕獲隊員も高齢化や銃器の自主返納などで減少している状況でもありますので、隊員の増員を図るための推薦要件緩和について部会長や捕獲隊長と協議してまいりたいと考えております。また、推薦要件で第1種銃猟免許登録を必須としている理由は、カワウやアオサギ等の鳥類捕獲を行う際は、捕獲隊全員が一斉に出動し、銃器により捕獲を行うためと伺っております。

また、イノシシ等捕獲に必要な免許取得に伴う村からの補助金につきましては、狩猟免許試験は、年6回県内の会場において実施されておりますが、試験に伴う手数料は5,200円となっており、罾や銃免許取

得については、個人のご負担にて
お願いしているところです。なお、
イノシシによる農地の畦畔等の被害
に対する村の復旧支援等につきまし
ても、基本的には個々の農家や農地
管理者等に対応していただくものと
考えておりますが、地域で共同し補
修等に取り組む場合には、中山間地
域等直接支払制度や多面的機能支払
い交付金を活用することも可能と考
えております。

台風19号による復旧工事につ いて

いて

質 村内各地区において災害復
旧工事が、村外からの下請け
業者の応援も受け急ピッチで進めら
れております。村民も安堵されてお
ります。そこで現在の工事の進捗状
況をお伺いします。

答 2点目の、台風19号による復
旧工事について でありま
すが、行政報告でも、ご報告させて

いただきましたが、改めてご答弁申
し上げます。

まず、林道施設災害復旧工事は、
9路線20箇所を令和2年
4月28日全箇所発注し工事を進めて
きましたが、令和3年2月26日を
もって全箇所復旧工事が完了してお
ります。また、林道施設の小災害復
旧工事47箇所もすべて完了しており
ます。

次に、公共土木施設災害復旧工事
は、道路・河川合わせて77箇所全て
発注し工事を進めております。

道路災害復旧工事は21箇所中19箇
所が完了し復旧率は90・5%で、残
る2箇所の復旧工事を進めておりま
すが、この2カ所につきましては、
用地買収や迂回路等の関係から着工
が遅れたもので、6月下旬の完了を
目指し工事を進めております。

河川災害復旧工事は、56箇所中14
箇所が完了し復旧率は25%で、残る
42箇所の復旧工事を進めているとこ

ろで、今年12月末までには全箇所の
復旧が図れるよう工事を進めていく
予定です。

公共施設小規模災害復旧工事につ
いては、203箇所の被災を受けて、
復旧工事を進めてきましたが、令和
2年12月末で全箇所の復旧が完了し
たところです。

次に、農地災害復旧工事の本災に
ついては、査定決定箇所111地区
の実施設計画み替え作業及び発注を
行ってきました。2月末時点の発注
済地区は92地区で発注率が83%、未
発注地区が8地区となっております。

なお、令和3年度の作付けにつ
きましては、未発注地区のほか18地
区で作付けが難しい地区と判断し、
農地所有者及び管理者に協議してい
るところです。

その外7地区が自力復旧済、4地
区が木戸川河川改修等により廃工と
なっております。また、農地・農業
施設の小災害復旧につきましては、
278箇所の復旧工事を進めてきま
したが、全箇所が復旧済みとなっ
ております。

以上が台風19号に伴います復旧状
況ですが、一日も早い復旧が図られ
るよう事業を進めてまいります。



佐久間武雄 議員

森林の放射性物質対策について

質 9月の議会において質問い
たしました森林整備事業及
び里山除染についてですが、里山に
ついては、年間の線量1ミリシーベ
ルト以上が対象であり、今年から森
林再生事業として3年間継続してい
きたいと答弁をいただきましたが、
その中で、当部落において実証実験
を行った貝化石コーラルについて業
者から放射性セシウムの吸着状況に
ついて再度説明があったと思いま
すが、環境省、農林水産省への現状の
説明、要望はされているのかお伺い
します。

ここが聞きたい

議員6名が登場

それから、以前から取組みをしてきたふたばブランドデザインがあまり議員にも配布され、その中で原子力災害に伴い「ふたばの森再生構想」とし森林と林業・木材産業は大きな影響を受けこの事を踏まえ国・県による放射性物質対策や知見の集積が進み、森林整備と放射性物質対策を一体的に行う事業又特用林産物の出荷解除に向けた実証など、森林・林業の再生に向け取組む この取組みにおいて森林整備と放射性物質対策を一体的に行うとありますが、川内村としては、どのような対策を考えているのかお伺いします。

答

初めに、民間企業による実証試験についてその報告を受けて、村が国へ要望をしているかとのご質問であります。議員ご案内のとおり、先般、民間企業が第7行政区内の私有林において、貝化石（コーラル）を帯状に散布して、その貝化石が山林土壌のセシウムを吸

着することを確認する実証事業を実施したことは承知しております。実証試験の結果については、去る10月15日説明を受けておりますが、森林除染について国がその方向性を示されていない中、今回の貝化石（コーラル）の実証試験の結果を今後、森林除染に活用したいのかは、一義的には企業が判断するところでありますので、村が国に対して要望する立場にはないと考えております。

次に、森林整備と放射性物質対策を一体的に行う事業等について、村としてどのような取り組みを行うかとのご質問であります。ふたばブランドデザインのふたばの森林再生構想において、森林・林業の再生に向けた取り組みとして、森林整備と放射性物質対策を一体的に行うとされておられ、村としましては、昨年9月議会定例会において答弁いたしましたとおり、原発事故による放射性物質の影響を受けた森林は、除・間

伐等の森林整備や経営が停滞した状況にあったところ、平成26年度から「ふくしま森林再生事業」により間伐等の森林整備と表土流出防止を兼ねた放射性物質対策に取り組み、今年度で7年目を迎えております。この事業による施業実績は、間伐が272鈴、作業道が3万3,000坪整備され、空間線量率も約3割程度低減していることが確認されているため、今後もこの事業を継続していきたいと考えております。また、特用林産物の出荷解除につきましましては、福島県が「野生キノコ・山菜の出荷制限及び出荷自粛の解除方針」を策定し、「品目ごとに一定期間検査を実施するとともに、検査結果が安定して基準値を下回ることを条件に国と協議を行う。」とされているため、本村としましては、出荷制限されている品目の解除に向けて、検体採取のためのフィールドを積極的かつ長期的に提供していきたいと考えております。



高野 恒大 議員

幹線道路等の補修整備について

質 東日本大震災による原子力発電所事故後、村内全域において、復興対策事業が実施されてきました。

除染事業においては、膨大な除染廃棄物が発生し、これらを保管する中間貯蔵施設が整備されるまでの間、村内11ヶ所において、仮置き場等を設置し、一時保管されてきました。

この除染廃棄物については、去る2月に、仮置き場からの運び出しが全て完了し、安どしているところがあります。

また、復興道路として位置付けられた主要道路等についても、整備が進められており、村民の利便性の向上に期待されるところであります。

しかし、一方で課題も多く、村内の道路は、重量車両等の度重なる通行によって、損傷が甚だしく、一般車両の通行に支障をきたしている状況にあります。

このような状況から、村当局とそれぞれの道路管理者、復興事業関係機関等が連携し、道路の補修整備を図っていくことが必要と考えますが、村長の考えをお伺いします。

答

1点目の、幹線道路等の補修整備について であります。整備については、川内村が管理している道路延長は、村道が102本119km、農道が13本14km、林道が20本75kmで総延長208kmの維持管理を行っております。

特に村道は、村民生活に直結する道路として重要な役割を果たしておりますが、震災以降、廃炉事業や除染事業、更に復興事業等に伴います大型車両や重量車両の通行により、国道はもとより村道等におい

ても、路面の損傷、特に舗装面のクラックや路面陥没、路肩崩落等が増えており、議員ご指摘のとおり、一般車両の通行にも支障となっております。更に道路補修に伴う復旧作業による通行止めや片側通行などの交規規制も増えております。

村道等の維持管理は、毎年維持管理費を予算計上し、予算の範囲内での補修等を行っておりますが、震災以降は、維持管理経費が増える状況にあるため、今後の村道等の維持管理については、復興事業等に伴う特定通行路線の使用状況を踏まえ、復興事業関連機関等との適切な役割分担及び費用負担を定め、着実な道路の維持管理を実施する必要があると感じておりますので、議員ご提案のとおり関係機関と連携した維持管理を検討してまいります。

ここが聞きたい

議員6名が登壇

空き家の活用対策について

村当局におかれましては、住環境の提供に向けて、空き家の利活用も施策に掲げております。

質

この対策について、昨年の9月定例議会において、質問させていただいたところです。

その後、空き家の調査が実施され、その結果を公表するなど、対策が進んでいると認識しております。しかしながら、この空き家情報を見ますと、建物の経年劣化が進み、老朽化している建物が多いように思われます。したがって、入居するためには、リフォームが必須であり、これに要する経費の負担は、大きくなることが予想されます。

つきましては、今後、空き家利活用を図っていくための施策として、次の2点について村長の考えをお伺いします。

- ①貸し出す建物のリフォームに対して、補助金制度の導入。
- ②一定以上の経費が必要な場合

は、村が建物を借り上げたりフォームし、貸し出す制度の確立。

答

2点目の、空き家の利活用対策について であります。昨年9月の議会定例会にご質問いただき、ご答弁申し上げました空き家の調査やアンケートにつきましては、かわうちラボを通じて行政区長さんの協力をいただき調査した結果、今年1月時点では村内全体で空き家が116件、空き地5件との報告があり、年度内完了を目指して、下川内地区から外見調査を実施しているとのことであり、今回調査で判明した空き家・空き地を対象に意向を確認していくこととなりますが、ほとんどの物件は修繕が必要と考えております。

議員ご質問の、貸し出す建物のリフォームに対しての、補助金制度の導入。そして、一定以上の経費が必要な場合は、村が建物を借り上げてリフォームして貸し出す制度の確立につきましては、昨年12月15日の新聞等で、避難区域に設定された12市町村への移住・定住を後押しするた

ここが聞きたい

議員6名が登壇

め、令和3年度に新たな支援制度として「移住者の住まいの確保等の事業」が福島再生加速化交付金に措置されるとの報道がありました。現在詳細が示されていないことから、国や県の動向を見極めながら制度化を検討してまいりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。



坪井 利之議員

川内村における新型コロナウイルス感染症予防接種について

質 新型コロナウイルス感染症予防接種実施体制について現在接種日など国からの指示待ちで、

まだ、不確定な点が多くそれに対応した実施体制や予防接種計画を調整

するとの事でしたが、その後の調整状況について伺います。

①2月17日から国内でコロナワクチンの接種が始まりましたが川内村のワクチン配布日などの日程は示されたのか伺います。

②原則接種場所は住民票所在地の市町村で行い例外として原発事故など災害により避難している方、学生、単身赴任の方などは住民票所在地以外でも受けることが出来るが市町村への申請が必要との事ですが申請方法と申請の必要な方と必要でない方の詳細を伺います。

③ワクチン接種は、行政区毎個別に「ゆふね」にて1日100人の接種を午前中の診療時間に予定しているとの事でしたが何人体制で接種を行うのか、また接種後の状態観察に15分以上必要との事ですがソーシャルディスタンスの取れる観察場所の確保など村の対応を伺います。

④2回目の接種は2ヶ月以内に必要との事でしたがどのような対応をするのか伺います。

⑤コロナワクチンの安全性に不安を持つ方もおりコロナワクチン接種は任意となっておりますがそのような方たちに対しての村の対応を伺います。

答

川内村における新型コロナウイルス感染症予防接種について、1点目の、川内村へのワクチン配布日程につきましては、国からの情報は日々変わっている状況ですが、3月3日現在の情報では、4月26日の週にはすべての市町村に対しての配送が予定されており、現在、県において市町村からの予約数量に対する配分量の調整が行われているところがあります。

なお、ワクチンを保管する冷凍庫につきましては、3月15日に本村の診療所に配置される予定となっております、ワクチン受け入れ環境が整備されてまいります。

2点目の、予防接種の対象者と接

種の場所、更に特別な申請手続きについて、であります。原則として、住民登録している市町村で接種することになっておりますが、病気療養のため入院している方や災害によって被害を受け避難している方、単身赴任の方など、やむを得ない事情で住民登録地以外に長期滞在している方については、住所地外接種を受けることができることになっております。

申請の方法としては、接種を希望する医療機関の所在する市町村に対して事前に「住所地外接種届出」を行い、「届出済証」を受けることとなります。

申請の必要な方は、出産のための里帰りしている妊産婦や単身赴任者、遠隔地へ下宿している学生、DV被害者とされています。

また、申請が省略できる方は、入院している方、基礎疾患のある方で主治医のもとで接種する方、災害による被害にあった方、拘留・留置されている者等の方です。

なお、原子力災害避難者について

は、前もって避難元である「川内村」で書類の手続きを行い避難先にて接種が受けられるよう準備を進めることとしていきます。このように村外での接種情報については、現在全国的な情報連携を行う「ワクチン接種記録システム」を構築し、各自治体が登録して相互の情報を受け取ることとなります。

3点目の、ワクチン接種体制などについて でありませんが、接種体制につきましては、医師1名、看護師3名、保健師4名、事務職4名、警備誘導員3名により、週2日から3日の予定を組んで集団接種を行ってまいります。接種日には、午前中に100名の接種を予定しており、30分区切りで20名ずつ、通知案内する予定であります。接種後の状態観察につきましては、ゆふね内の保健指導室において人的配置は勿論、フィジカルディスタンスの確保にも留意してまいります。

4点目の、接種の間隔につきましては、1回目の接種実績により2回目の接種予定日を調整して、個別通知をする予定であります。

5点目の、ワクチンに対して不安を持つ方への対応について でありますが、2月17日から始まった医療関係者への接種における副反応について、国が情報を公開しているところですが、村においても情報をわかりやすく伝えるよう努めるとともに、予防接種はコロナ感染撲滅の切り札として期待されていることから、重篤化を低減する効果等を積極的に周知し、一人でも多くの方に予防接種を受けていただき、集団的防疫効果によって、感染拡大抑制又は重篤化低減につなげていきたいと考えております。

川内村移住支援事業について

質 川内村移住支援事業として対象者には単身世帯最大60

万円、2人以上の世帯最大100万円の移住支援金が給付されますが次の内容について伺います。

① 現在までの川内村移住支援事業の給付状況を伺います。

② 東日本大震災から10年目を迎え、やむを得ず住所を川内村から移動して東京23区に移住した方や就職などで移住した方たちも対象になるのか伺います。

③ 対象者として福島県が運営している「Fターンサイト」に掲載された「移住支援対象求人」で就職された方となっているが川内村の企業は何社掲載されているのか伺います。

④ 福島県移住支援事業は移住に関する要件の緩和が実施されていますが川内村では改正後の適用時期をいつから設定しているのか伺います。

答 1点目の、現在までの川内村移住支援事業の給付状況については、現在1件の相談を受けておりますが、実績はゼロであります。

2点目の、東日本大震災から10年

を迎え住所を川内村から移動して東京23区に移住した方や就職などで移住した方について対象になるかについては、移住元の要件が住民票異動直前の10年間のうち、通算5年以上そのうち異動の直前に連続して1年以上、東京23区に在住又は東京圏(東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県)に在住し、東京23区に通勤していたことがあれば、対象となります。

3点目の、福島県が運営している「Fターンサイト」に川内村の企業は何社掲載されているかについては、移住支援金の対象として新規採用の求人をする会社が掲載されることから、3月5日現在では求人情報は掲載されておりません。

4点目の、要件の緩和を川内村はいつから設定しているかについては、本村では、平成31年4月1日から事業を実施しておりますが、令和2年3月1日要綱を改正し、適用させております。

ここが聞きたい

議員6名が登壇

ここが聞きたい

議員6名が登壇



高野 政義 議員

森林の整備について

質 1. 広大な森林を有する本村は、一部の公有林を部分林及び家族経営林として村民と50年間の契約を締結していたが、木材市場の低迷と原発事故により、部分林で平成28年に10年間の延長契約を行った。5年経過となることから、家族経営林を含めて今後そのような経営計画を考えているのか、お伺いします。

村からの補助金などで実施されていたが、原発事故後は実施されていない状況を村としてどのように考えているのか、お伺いします。

答

分収林契約につきましては、公有林野管理条例第10条の規定に基づき、村民又は村民の組織する各種団体を造林者として、契約により部分林契約、家族経営林契約を締結しております。

部分林契約が昭和30年代に182件416杉、家族経営林が昭和40年代に459件1,170杉 合わせて641契約 1,586杉の分収契約を締結し、その存続期間は、いずれも50年とするものであります。

2. 公有林の立木の原子力損害賠償の状況について、また、分収林の村民分の賠償についてもお伺いします。
3. 私有林の森林整備については、

昭和30年代に木材の輸入自由化が段階的に進められた結果、木材価格の低迷や担い手不足等、林業経営環境が悪化しておりました。更に、平成23年の東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故によ

り本村全域が放射性物質により汚染され、本村が描く森林の将来像が一瞬にして奪われてしまいました。分収林契約も存続期間の終盤を迎えていたこともあり、平成27年度には、分収林契約の期間を10年間延長する契約を締結したところであります。その間、東京電力の賠償請求などを行ってきましたが、契約延長からすでに5年が経過し、最も早く終期が到来する部分林契約は令和7年度、家族経営林が令和15年度となっております。

1点目の、今後の分収林経営計画であります。契約変更からすでに5年が経過し、残された期間も限定されていることから、早急に林政審議会を開催し、意見を頂きながら契約の再延長や売り払い体制の整備等の検討をしてみたいと思っております。

2点目の、公有林立木の原子力損害賠償請求の状況でございますが、分収林を除いた直営林約4,200杉の賠償請求は、現在、公有林台帳確認と登記簿上の地番確認作業を

実施している段階であります。今後は、現況確認や資料の整理を進め関係機関と調整を行い、速やかに賠償請求を行っていきたいと考えております。

分収林立木に係る村民分の賠償につきましては、造林者個人ごとに請求を行うこととしておりますが、昨年10月末日の請求状況は、部分林、漫用林及び家族経営林合わせて2,113件の請求件数中 1,644件が請求済で 残り469件が未請求との報告を東京電力より受けております。このため、「3月広報かわうち」に、分収林請求のお願いと請求の方法についてチラシを折り込み、請求促進を図っているところであります。

3点目の、私有林の森林整備につきましては、議員ご指摘のとおり、原発事故後の私有林に対する造林補助事業等は、実施されていない状況であります。

平成31年4月1日 森林経営管理法が施行され、「新たな森林管理システム」がスタートいたしました。こ

のシステムは、森林所有者の森林管理に対する責務を明確にするとともに、森林所有者自らが管理できない森林は、市町村が所有者からの委託を受け集約し、自然条件が悪く、採算ベースに乗らない森林については、市町村自らが森林整備等の管理を行っていくこととしており、この財源は、森林環境税と森林環境譲与税が充てられることになっております。

本村でも、来年度からこの財源を利用した「川内村森林経営管理調査業務」をスタートさせ、森林所有者の意向調査実施の準備を進めていくこととしております。

今後は、私有林の小規模で分散している森林を取りまとめて、一体的な施策等を行う集約化を進めることにより、効率的な林業生産活動へつなげていきたいと思っております。



井出 茂 議員

新型コロナウイルスのワクチン接種について

質

現在川内村において、新型コロナウイルス感染者は出ていません。これはひとえに村民ひとりひとりが、感染予防に対して高い関心と、うがい、手洗い、マスクの着用を実行している結果ではないかと考えます。しかしながら新型コロナウイルス感染いつ、どこで、だれが感染してもおかしくない状況が継続中であります。

今年4月からは65歳以上の高齢者や基礎疾患を持つ方々を対象に新型コロナウイルスワクチンが行われますが、正直、期待と不安がある事も事実であります。しかし、ワクチン

接種の目標はまず、重症化を防ぎ、死亡する人を減らすこと、そして、感染の予防、集団免疫の獲得だと認識しております。このことをもってワクチン接種の義務化が必要ではないか、とは言いませんが、より多くの住民の方にワクチン接種の有効性と科学とエビデンスに裏付けられた正確な情報の提供をすることがワクチン接種の動機付けになると考えます。現在の行政の取組みについてお伺いいたします。

答

1点目の、新型コロナウイルスのワクチン接種についてはありますが、村民の皆様には新しい生活様式や三密対策、不要不急の外出自粛など感染予防の徹底に努めていただき、更には、事業者皆様には感染防止のための環境整備や営業活動の自粛要請への協力など、改めて、ご協力に感謝申し上げます。

村民の皆様には、10年前の原子力災害による見えない敵との闘いで学んだ経験により何よりも命を守る術を培われてきました。しかしこの度のコロナウイルスについては、飛沫、

接触により感染し8割程度は軽症で回復しますが、2割は重症化しており、高齢者や基礎疾患のある方は重症化しやすい傾向にあり、3%程度の方が亡くなられています。

議員ご質問のとおり重症化を防止し亡くなる方を減らすためには、予防接種が有効な手段の一つであると考えており、現在行われているファイザー社製ワクチンは95%以上で発症リスクは20分の1との効果が検証されております。

また、接種の安全性については、人によって出る副反応は、接種部位の痛みや頭痛、発熱等の症状が出る方、じんましん等皮膚症状や重いアレルギー反応のアナフィラキシーを起こす方、立ちくらみや失神等血管迷走神経反射を起こす方などありますが、副反応発生時の対応準備を行い実施いたしますが、万一の場合には予防接種法での補償による救済措置もあります。

予防接種については、ごくまれに健康被害の出ることもありますので、心配な方については、かかりつけの

ここが聞きたい
議員6名が登場

ここが聞きたい

議員6名が登壇

医師や役場担当に問い合わせさせていただきよう周知してまいります。

2月から医療関係者が先行して接種が始まりましたが、高齢者接種のためのワクチンの配分がようやく始まります。

村では接種業務に携わる人的な体制や物的な環境の整備を進めており、接種の対象となる方すべてに予防接種の必要性や、ワクチンの有効性・安全性に対するお知らせと個別の接種日程のご案内を行うこととしております。併せて、復興事業などで村に居住している方への接種の案内も行っていききたいと思っております。

できるだけ多くの方に安心して予防接種を受けていただき一刻も早くコロナ禍から脱却し以前のような賑わいのある地域復活のため、更には全国で予防接種が速やかにすすめられ経済回復を実現するためにも、一人一人の協力を引き続きお願いいたします。

空家対策について

質

空家対策については、かわうちらボが登録制度で購入希望者に情報の提供をしていますが、先般、第一行政区から第八行政区の家屋調査をした結果相当数の空家がある事が判明したのですが、現実的には、何らかの修理、修繕をしないと入居出来ない物件が殆どのようです。空家物件の所有者に修繕、修理費用の一部負担を行政が行う事で、今までの以上に空家が解消され、定住人口の増加が見込まれると考えます。

新たな補助制度の新設に向けて議論を重ねることに値する案件であると思えますが、村長の考えをお伺いいたします。

答

空き家・空き地バンク業務につきまして、昨年4月からかわうちらボに業務委託しておりますが、2月末までの実績では、空き地の登録が2件、空き家の調査中が2件、空き地の契約成立が2件、移

住の相談が32件となっております。

移住・定住を進める上では、住家の提供が欠かせないことから、空き家の利活用が重要となっております。6番 高野恒大議員のご質問でもお答えさせていただきましたが、空き家物件の流動化を進めるための制度は必要であると認識しておりますので、国や県の動向を見極めながら制度化を検討してまいります。

併せて、現在制度化されている借り手に対する補助制度の周知や対象物件の改修費用の概算額が提示できるような体制も必要と考えております。

外出支援サービスについて

質

超高齢化社会を迎え、75歳以上の高齢者の方々が免許証の返納が増加傾向にあるようです。

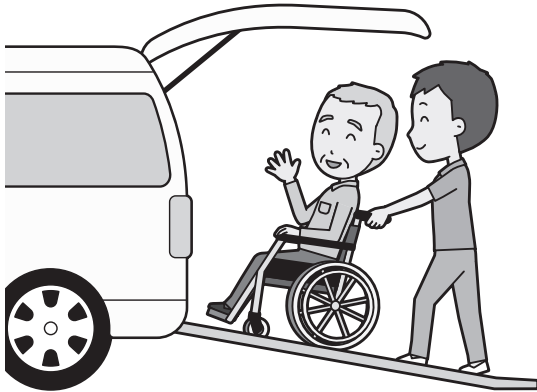
免許更新については、都市部と過疎地では状況が違います。過疎地は車がないと非常に不便な生活を余儀なくされてしまいますが、いつかは免許を返納する時期が来ると同時に、外出支援を受ける高齢者も増加して来ます。

今後外出支援送迎サービスが現状

のままの体制で行うことが出来るのかどうかお伺いいたします。また、今後新たな体制を考えているのなら、その方向性をお伺いいたします。あの震災と原発事故から9年が経過し村は被災のなか、いち早く帰還し村民誰もが戻れる環境づくりへ様々な施策をこれまで取り組んできました。馴れない環境のなか苦労の連続であったと思います。

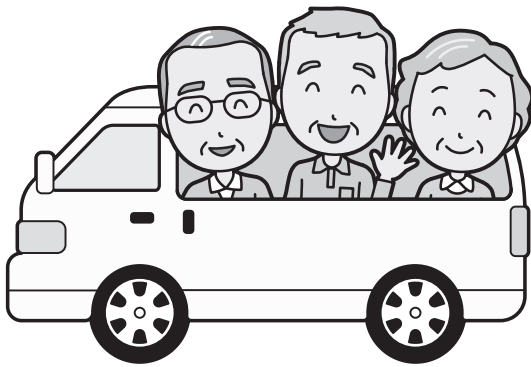
答

外出支援サービスについてであります。原子力発電所事故による避難により、それぞれの事情で離れて暮らす世帯が増え、震災から10年、高齢化も進んでおり、身近に支えてくれる家族がいない、又は高齢者世帯で車のない村内に居住する65歳以上の世帯や足などの不自由な方が増えております。こうした方々については外出の機会が徐々に減少し、自宅での閉じこもりが増え人との会話も減ることにより、人によっては物忘れや痴呆など疾病の併発が懸念されます。特に食料や日常生活用品の調達、生活資金の工面、



かかり付け病院への通院支援として村社会福祉協議会の協力により「外出支援サービス」を行っております。このサービスは予約により、利用したい時に自宅までの送迎を行っていることから好評をいただき、利用者が増えております。

一方、震災後生活支援の交通機関確保として、富岡、船引、小野方面の路線バスが運行され、通学や買い物等で利用されております。また、村内にあつては、医療施設等を巡回する医療バスやエナジアによる復興バスが運行されており、診療所への



通院や川内の湯等特定施設利用などで利用されていますが、乗車場所となる幹線道路まで歩く必要があり、足腰に支障がある方には、不便をおかけしますが、ご理解いただきながらご利用いただいております。

議員ご質問のとおり、高齢者にとって免許返納は苦渋の選択であると承知しており、こうした方についても日常生活を営むための生活支援など、生活交通環境づくりと併せて福祉サービスの向上のため改めて検証していきたいと考えております。

令和3年 第1回臨時会 2月12日開催

令和2年度
川内村一般会計補正予算の1議案が可決成立

令和3年第1回議会臨時会は、2月12日開催された。今臨時会では、令和2年川内村一般会計補正予算の1議案が審議され、原案どおり可決成立した。

可決された議案

◆議案第1号 令和2年度 川内村一般会計補正予算(第6号)

新型コロナウイルス感染症対策としてそれぞれの事業への取組みとして、9,403万7千円を増額し、予算総額を112億1,835万5千円と定めた。

議会ホームページもご覧ください

議会議員の紹介、議会構成、議会日程、議会だよりはもちろん、議会内容を記録した会議録も見られます。ぜひご覧ください。

<http://www.kawauchimura.jp/page/dir00045.html>

| | |
|--------------|-----------|
| 川内村議会 | 検索 |
|--------------|-----------|



請願と陳情の方法は…

◆請願書の書き方

近年、請願や陳情が増える傾向にあります。請願書や陳情書は議会に提出する公式な書類ですから、法律的に定められた要件を満たしていなければなりません。これを形式的要件といい、この要件を満たしていないため受理されないケースもありますので、注意してください。

- ①表紙に請願の表題と紹介議員の証明捺印
 - ②次頁から件名、請願の趣旨(理由)、請願年月日、請願者の住所氏名(請願者は複数でも可)捺印
 - ③最後に、議会議長○○○様と記載する
- 以上の形式的要件をひとつでも欠いている場合は、受理されません。
- なお、受付の締切りは、各定例議会開催月の前月末となっております。村の定例議会の開催月は三月、六月、九月、十二月です。締切りは二月、五月、八月、十一月の各月末となります。

◆陳情書の書き方

陳情書には議員の紹介はありません。その他については請願書と同じです。なお、陳情は議員での採択はされないことになっておりますので、なるべく請願で出すようにしてください。

◆様式

請願書は次の様式で作成してください。

| | |
|--|---|
| ○○○○(件名) (議題の趣旨) 何々…………… ……………… ……………… 令和 年 月 日 ……………… 住所 氏 名 印 ……………… ……………… 議会議長 ○○○○ 様 | ○○○○に関する請願書 ……………… ……………… 紹介議員 氏 名 印 |
|--|---|